

## 久万高原町社会福祉協議会 行動計画

職員がその能力を發揮し、仕事と生活・子育ての調和を図り、職員全員が働きやすい雇用環境を整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和2年11月1日～ 令和4年12月31日までの 2年2か月間

### 2. 内容

目標1：産前産後休業や育児休業、育児休業給付、育休中の社会保険料免除など休業に関する制度や、休業中・復帰後の待遇についての周知や情報提供を行う。

#### <対策>

- 令和2年11月～ 管理職等への聞き取りを行い、実態把握をする。
- 令和3年 1月～ 制度や休業中・復帰後の待遇に関するパンフレットの内容の検討
- 令和3年 3月～ パンフレット等を作成
- 令和3年 4月～ パンフレットを配布し、職員への周知や情報提供を定期的に行う。

目標2：年次有給休暇の取得日数を一人当たり年間付与日数の50%以上とする。

#### <対策>

- 令和2年11月～ 年次有給休暇の取得状況について実態把握をする。
- 令和3年 4月～ 計画的な取得に向けて、管理職への研修を実施し、有給を取りやすい環境づくりをする。
- 令和3年 9月～ 有給取得状況のとりまとめ、取得が進んでいない職員に対する面談や職員全体への啓発を実施する。